

野田市公告 第89号

予防接種法施行令第5条の規定に基づき、野田市長が行う下記の予防接種についての実施計画を次のとおり公告する。

令和8年4月1日

野田市長 鈴木 有

[小児定期個別予防接種]

実施期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日

実施場所：市内個別予防接種医療機関（別紙1のとおり）

- 1 ジフテリア百日せき破傷風不活化ポリオヒブ（DPT-IPV-Hib・5種混合）  
対象者の範囲及び接種方法  
生後2か月から7歳6か月未満の乳幼児  
（1期初回：20日以上、標準的には20日から56日までの間隔を空けて3回接種  
1期追加：初回接種終了後6か月以上1年半後に1回接種）
- 2 ジフテリア百日せき破傷風不活化ポリオ（DPT-IPV・4種混合）  
対象者の範囲及び接種方法  
生後2か月から7歳6か月未満の乳幼児  
（1期初回：20日以上、標準的には56日までの間隔を空けて3回接種  
1期追加：初回接種終了後1年から1年半後に1回接種）
- 3 ジフテリア百日せき破傷風（DPT・3種混合）  
対象者の範囲及び接種方法  
生後2か月から7歳6か月未満の乳幼児  
（1期初回：20日以上、標準的には56日までの間隔を空けて3回接種  
1期追加：初回接種終了後1年から1年半後に1回接種）
- 4 不活化ポリオ（IPV）  
対象者の範囲及び接種方法  
生後2か月から7歳6か月未満の乳幼児  
（1期初回：20日以上、標準的には56日までの間隔を空けて3回接種  
1期追加：初回接種終了後1年から1年半後に1回接種）
- 5 麻しん風しん混合（MR）・麻しん及び風しん  
対象者の範囲及び接種方法  
1期：1歳から2歳未満1回接種  
2期：5歳から7歳未満で小学校就学前1年間1回

(令和2年4月2日生から令和3年4月1日生)

※経過措置対象者

1期：令和4年4月2日生～令和5年4月1日生の者は令和9年3月31日までに1回

2期：平成30年4月2日生～平成31年4月1日生の者は令和9年3月31日までに1回

6 ジフテリア破傷風 (DT)

対象者の範囲及び接種方法

1期：生後3か月から7歳6か月未満の乳幼児

(1期初回：20日から56日までの間隔を空けて2回接種)

1期追加：初回接種終了後1年から1年半後に1回接種)

※(1期のみ) 百日せきの罹患歴があり、かつ保護者がジフテリア破傷風 (DT) の予防接種を希望した場合

2期：11歳から13歳未満1回接種

7 日本脳炎

対象者の範囲及び接種方法

1期：生後6か月から7歳6か月未満(標準的な接種期間として3歳から)

(1期初回：6日以上、標準的には28日までの間隔で2回接種)

1期追加：1期初回接種終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年後に1回接種)

2期：9歳から13歳未満1回接種

※特例対象者

平成7年4月2日生から平成19年4月1日生であり、20歳未満の者は4回のうち不足の回数を接種できる

8 結核 (BCG)

対象者の範囲及び接種方法

1歳未満(標準的な接種期間として、生後5か月から8か月未満)で1回接種

9 ヒブ感染症

対象者の範囲及び接種方法

生後2か月から5歳未満

接種開始時に生後2か月から生後7か月未満の場合

初回接種：27日(医師が必要と認めた場合は20日)以上、標準的には56日までの間隔を空けて3回接種

追加接種：初回接種後7か月以上、標準的には13か月までの間隔を空けて1回接種。ただし、初回接種を終了せずに1歳を超えた場合は、初回接種の2回目・3回目は実施せず、初回接種に係る最後の接種から27日(医

師が認めた場合は20日)以上間隔をおいて1回追加接種をする  
接種開始時に生後7か月から1歳未満の場合  
初回接種:27日(医師が必要と認めた場合は20日)以上、標準的には56日までの間隔を空けて2回接種  
追加接種:初回接種後7か月以上、標準的には13か月までの間隔を空けて1回接種。ただし、初回接種を終了せずに1歳を超えた場合は、初回接種の2回目は実施せず、初回接種に係る最後の接種から27日(医師が必要と認めた場合は20日)以上間隔を空けて1回追加接種をする  
接種開始時に1歳以上5歳未満の場合 1回接種

#### 10 小児の肺炎球菌感染症

対象者の範囲及び接種方法

生後2か月から5歳未満

接種開始時に生後2か月から7か月未満の場合

初回接種:標準的には1歳までに27日以上の間隔を空けて3回接種

追加接種:1歳から1歳3か月未満を標準的な接種間隔とし、1歳以降に初回接種後60日以上の間隔を空けて1回接種。ただし、初回2回目及び3回目の接種は2歳未満とし、それを超えた場合は行わないこと。また、初回2回目の接種が1歳を超えた場合、初回3回目の接種は行わないこと。  
(追加接種は実施可能)

接種開始時に生後7か月から1歳未満の場合

初回接種:標準的には1歳1か月までに27日以上の間隔を空けて2回接種

追加接種:1歳以降に初回接種後60日以上の間隔を空けた1回接種。ただし、初回2回目の接種は2歳未満とし、それを超えた場合は行わないこと。  
(追加接種は実施可能)

接種開始時に1歳から2歳未満の場合

60日以上の間隔を空けて2回接種

接種開始時に2歳から5歳未満の場合 1回接種

#### 11 ヒトパピローマウイルス感染症

対象者の範囲

小学校6年生から高校1年生相当の女性

接種方法及び標準接種期間 9価(シルガード9)の場合

13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間(中学1年生)

接種開始時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの注射を行う場合には、以下の方法によることを可能とすることとする。

・組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを5月以上の間隔をおいて

2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法。  
接種開始時に15歳以上の女性は、2か月の間隔を空けて2回接種後、初回1回目の接種から6か月の間隔を空けて1回接種。ただし、該当方法をとることができない場合は、1か月以上の間隔をおいて2回接種した後、2回目の接種から3か月以上の間隔を空けて1回接種

## 1.2 水痘

対象者の範囲

1歳から3歳未満

接種の方法

1歳から1歳3か月未満までを1回目の標準的な接種期間とし、3か月以上、標準的には6か月から12か月までの間隔を空けて2回目を接種

## 1.3 B型肝炎

対象者の範囲 1歳未満

接種の方法

生後2か月から9か月未満を標準的な接種期間とし、27日以上の間隔を空けて2回目を接種した後、1回目接種から139日以上の間隔を空けて3回目を接種

※対象者から除外される者

HBs抗原陽性の者の体内または産道において、B型肝炎ウイルスに感染した恐れのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組み換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

## 1.4 ロタウイルス感染症

対象者の範囲

ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から24週0日後までの間にある者

イ 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者

接種方法

原則として、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて2回経口投与、または5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて3回経口接種することとし、初回接種については、生後2か月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種間隔とする

## 1.5 RSウイルス感染症

対象者の範囲及び接種方法

妊娠28週0日から37週に至るまでの間に1回接種

別紙1

令和8年度 乳幼児予防接種実施医療機関

令和8年4月1日現在

医療機関名	所在地
アイレディースクリニック	尾崎1464
あらい内科クリニック	野田1226
あら山こどもクリニック	七光台4-2イオンタウンメディカルモール2F
うちだ内科クリニック	蕃昌250-2
大槻医院	岩名1-17-2
岡田小児科医院	野田654
尾崎台クリニック	尾崎台14
門倉医院	上花輪628-1
川間春日町整形外科小児科クリニック	春日町25-30
キッコーマン総合病院	宮崎100
江医院	柳沢54-16
光葉町クリニック	光葉町1-6 ステーションモール七光台1F
さえぐさ医院	山崎1385-1
桜台診療所	桜台24-2コージークリニックモール01
さくらの里消化器内科クリニック	野田市桜の里2-6-5
杉崎クリニック	宮崎56-23
スズキ皮フ科内科クリニック	中根36-1イオンノア3F
関宿中央医院	木間ヶ瀬2423-1
豊泉医院	尾崎815-2
七光台クリニック	光葉町1-8-6
野田総合病院	横内29-1
野田南部診療所	山崎1737-2
はたのこどもクリニック	みずき2-14-4
花井クリニック	花井249-5
皮膚科東部川間	尾崎840-6玉の家第一ビル3F
山縣医院	堤台52